

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊静内駐屯地
第324会計隊静内派遣隊長 田部 晴彦

1 工事概要

- (1) 工事名 #2 廠舎トイレ改修工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊静内駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
仕様書のとおり
- (4) 工期 令和4年3月31日(木)まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」、「管工事」、「機械器具設置」いずれかで級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上または「管工事」、「機械器具設置」いずれかに係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、土木一式工事または管工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。
 - ア 土木一式工事、管工事または機械器具設置工事に係る監理技術者等となりうる資格、又はこれと同等以上の資格を有する者である。
 - イ 平成18年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
なお、当該経験が平成18年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 北海道防衛局が発注した土木一式工事または管工事のうち、平成20年度以降平成31年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (12) 北海道内に土木工事業、管工事業または機械器具設置業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部署

ア 入札に関する事項

〒059-2598 北海道日高郡新ひだか町静内浦和125

陸上自衛隊静内駐屯地 第324会計隊静内派遣隊 担当：田部

TEL 0146-44-2121（内線 345）、FAX 0146-44-2121（内線 352）

イ 仕様書等に関する事項

〒059-2598 北海道日高郡新ひだか町静内浦和125

陸上自衛隊静内駐屯地 業務隊管理科営繕班 担当：高橋

TEL 0146-44-2121（内線 317）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和3年11月30日（火）から令和3年12月10日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)の担当部署及び北部方面会計隊ホームページにおいて交付を行う。

郵送等を希望される場合は、実費負担とする。（着払いで郵送）

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和3年12月10日（金）午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の提出期限等

入札書は、当日持参または事前に郵送等で提出する。

ア 事前提出期限（郵便入札の場合）

令和3年12月22日（水）午後5時まで

イ 提出方法 (1)の担当部署に持参又は郵送等する。

郵便等による入札は事前に契約担当官へ通知をするものとする。又、郵便による入札の場合、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印し、「#2 廠舎便所改修工事入札書在中」と記載した封筒に入れ、書留郵便（簡易書留可）等の配達記録が確認出来る手段をもって静内駐屯地第

324 会計隊静内派遣隊に必着させること。この際、電話にて担当者に到着の確認を行うこと。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時：令和3年12月23日（木）午前10時

イ 場 所：陸上自衛隊静内駐屯地 幹部食堂

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金：免 除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 契約保証金：免 除（ただし、落札者は、銀行、契約担当官が確実に認める金融機関、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。また、落札者が契約を履行しないときは、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。）
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
 - エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札又は、入札金額が訂正された入札
 - オ F A X、電信及び電話による入札
 - カ 入札開始時間に遅れた者による入札
 - キ 「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約する旨が記載されていない入札
- (5) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。
- (6) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (7) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。又、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (8) 再度の入札は直ちに実施する。ただし、郵便入札等を含む入札において、再度入札を行う場合は、令和4年1月12日（水）午前10時に実施する。この際、郵便により入札する場合は簡易書留にて、令和4年1月11日（火）午後5時までに静内駐屯地第324会計隊静内派遣隊に必着とする。
- (9) 入札書には内訳書を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。
- (10) 落札者決定後、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

- (11) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (12) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (13) 契約金額 300 万円以上の場合、希望により前金払を使用することができる。
- (14) 契約書作成の要否
落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。
- (15) 必要により申請書及び資料のヒアリングを行う。
- (16) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (17) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (18) 詳細は、入札説明書による。

5 公告掲示場所

- (1) 掲示場所 静内・東千歳各駐屯地、新ひだか町商工会、新ひだか町役場
- (2) 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (3) 掲示期間 令和 3 年 11 月 30 日(火) ～ 令和 4 年 12 月 23 日(木)

入札説明書

第 324 会計隊静内派遣隊の # 2 廠舎トイレ改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日：令和 3 年 11 月 30 日(火)

2 契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊静内駐屯地 第 324 会計隊静内派遣隊長 田部 晴彦
〒059-2598 北海道日高郡新ひだか町静内浦和 125

3 工事概要

(1) 工事名

2 廠舎トイレ改修工事

(2) 工事場所

北海道日高郡新ひだか町静内浦和 125 陸上自衛隊静内駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり

(4) 工 期

令和 4 年 3 月 31 日(木)まで

(5) 使用する主要な資機材

仕様書のとおり

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別紙第 1 「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」または「管工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が D 等級以上または「管工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が C 等級以上であること。

(5) 平成 18 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、土木一式工事または管工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で評定点合計が 65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。
- ア 土木一式工事または管工事に係る監理技術者等となりうる資格、又はこれと同等以上の資格を有する者である。
 - イ 平成18年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
 - エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。
- なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。
- ア 資本関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。）である場合は除く。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。
 - (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 北海道に土木工事業または管工事業に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

5 担当部署

(1) 入札に関する事項

〒059-2598 北海道日高郡新ひだか町静内浦和125
陸上自衛隊静内駐屯地 第324会計隊静内派遣隊 担当：田部
TEL 0146-44-2121（内線 345）、FAX 0146-44-2121（内線 352）

(2) 仕様書等に関する事項

〒059-2598 北海道日高郡新ひだか町静内浦和125
陸上自衛隊静内駐屯地 業務隊管理科営繕班 担当：高橋
TEL 0146-44-2121（内線 317）

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和3年11月30日(火)から令和3年12月10日(金)まで（行政機関の休日を除く）の毎日午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 担当部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

ウ 提出場所5に同じ。

- (2) 申請書は、別紙第2「標準競争参加資格確認申請書作成要領」により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成18年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（付紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（付紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、付紙第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、付紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛

施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を付紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 情報保全に係る履行体制についての確認

平成27年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成(完了)した実績を有している者は別紙第3の誓約書を提出し、有していない者は別紙第4の誓約書を提出すること。

(5) 競争参加資格確認資料のヒアリング

必要に応じ競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

ア 日 時：令和3年12月10日(金)から令和3年12月16日(木)まで

イ 場 所：〒059-2598 北海道日高郡新ひだか町静内浦和125

陸上自衛隊静内駐屯地 第324会計隊静内派遣隊

TEL 0146-44-2121 (内線 345)

ウ その他企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。

なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和3年12月16日(木)までに通知する。

(7) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先は上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和3年12月20日(月) 午後5時

イ 提出場所：上記5に同じ。

ウ 提出方法：書面(様式自由)を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) 契約担当官等は説明を求められた場合、令和3年12月22日(水)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出期間：令和3年11月30日(火)から令和3年12月22日(水)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、持参は正午から午後1時までの間を除く。

イ 提出場所：上記5に同じ。

ウ 提出方法：書面(様式自由)により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期 間：令和3年11月30日(火)から令和3年12月22日(水)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 場 所：上記5に同じ。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、当日持参又は事前に郵送等で提出する。
- (2) 入札書の事前提出期限、提出場所等
 - ア 事前提出期限（郵便入札の場合）
令和3年12月22日(水)午後3時まで
 - イ 提出場所
上記5に同じ。
 - ウ 提出方法
入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。
また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部署に電話連絡する。
なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（ただし、落札者は、銀行、契約担当官が確実に認める金融機関、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。また、落札者が契約を履行しないときは、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。）

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法、数量、）単位、単価、金額等を記載したものとする。
 - イ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
 - ア 提出期間 上記9(2)アに同じ。

イ 提出方法 上記9(2)ウを参照。

ウ 提出場所 上記5に同じ。

- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、別紙第5「工事費内訳明細書の無効に該当する事項」の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開 札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時：令和3年12月23日（木）午前10時

イ 開札場所：陸上自衛隊静内駐屯地 幹部食堂

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札は直ちに実施する。ただし、郵便入札等を含む入札において、再度入札を行う場合は、令和4年1月12日（水）午前10時に実施する。この際、郵便により入札する場合は簡易書留にて、令和4年1月11日（火）午後3時までに静内駐屯地第324会計隊静内派遣隊に必着とする。

13 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に掲げる資格のない者のした入札

オ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札又は、入札金額が訂正された入札

カ F A X、電信及び電話による入札

キ 入札開始時間に遅れた者による入札

ク 「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約する旨が記載されていない入札

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価

格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定技術者の確認

落札者決定後、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第6から別紙第9までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたり、ヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

17 契約書作成の可否等

落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成するものとする。

18 支払条件

契約金額300万円以上の場合、希望により前金払を使用することができる。

19 火災保険付保の可否

要

20 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

22 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（平成29年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（平成30年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（平成29年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（平成30年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（平成30年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以上

数量算出表 < # 2 廠舎トイレ改修 >

連番	項 目	単 位	数 量	計 算 式	備 考
建築工事					
1	仮設工事				
	(1)養生	m ²	43.0	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より 7.05 m * 6.1 m = 43.01 m ²	
	(2)整理清掃後片付け	m ²	43.0	1 仮設工事(1)養生と同じ	
2	防水工事				
	(1)屋内防水(床)	箇所	3	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より 3.00 箇所	
	(2)シーリング	m	3.5	図番10/12 カラシバック詳細図より 3.52 m	
3	タイル工事				
	床モザイクタイル張り(25mm角)	m ²	0.9	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より 0.4 m * 0.75 m * 3 箇所 = 0.90 m ²	
4	金属工事				
	(1)差筋アンカー(D13)	本	36	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より 12 本 * 3 箇所 = 36 本	
	(2)軽量鉄骨下地	m ²	17.6	図番5/12 改修後展開図 女性トイレ D面より (2.175 + 0.25 + 1.73) * 2.50 = 10.4 m ² 2.6 * 0.50 = 1.3 m ² 図番6/12 改修後展開図 女性トイレ A面より (3.50 * 2.50) - (2.00 * 0.85) = 5.9 m ² 10.4 + 1.3 + 5.9 = 17.6 m ²	
	(3)カラシバック新設	箇所	1	図番6/12 改修後展開図 女性トイレ C面より	
5	左官工事				
	(1)床無収縮モルタル打設(t=120mm)	m ²	0.9	3 タイル工事 床モザイクタイル張り(25mm角)と同じ	

数量算出表 < # 2 廠舎トイレ改修 >

連番	項目	単位	数量	計 算 式	備 考
建築工事					
5	左官工事つづき				
	(2)床モルタル塗(防水層保護)	m ²	0.9	3 タイル工事 床モ ² イタイル張り(25mm角)と同じ	
	(3)床タイル下地モルタル	m ²	0.9	3 タイル工事 床モ ² イタイル張り(25mm角)と同じ	
6	建具工事				
	木製片開きフラッシュ戸	箇所	3	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修後平面図より	
7	塗装工事				
	NAD塗り	m ²	35.2	4 金属工事(2)軽量鉄骨下地面積×2=35.2m ²	
8	内装工事				
	(1)壁ケイ酸カルシウム板張り	m ³	35.2	7 塗装工事 NAD塗りと同じ	
	(2)セラウール敷き込み	m ²	17.6	4 金属工事 (2)軽量鉄骨下地と同じ	
	(3)内装壁タイル	m ²	11.7	図番6/12 改修後展開図 男性トイレ B面より (1.73 + 0.25 + 2.09) * 2 = 8.1 m 図番6/12 改修後展開図 女性トイレ C面より 1.76 m 図番6/12 改修後展開図 女性トイレ A面より (1.675 + 0.525) * 2 = 4.4 m 8.14 + 1.76 + 1.76 = 11.66 m	
9	ユニット工事				
	トイレブース新設	式	1	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修後平面図より	
10	撤去工事				
	(1)既設床コンクリート撤去	m ²	0.1	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より 0.40 m * 0.75 m * 0.12 m * 3 箇所 = 0.11 m ³	
	(2)カッター入れ	m	6.9	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より (0.40 m + 0.75 m) * 2 * 3 箇所 = 6.9 m ³	

数量算出表 < # 2 廠舎トイレ改修 >

連番	項目	単位	数量	計 算 式	備 考
建築工事					
10	撤去工事つづき				
	(3) 既設トイレフゝス撤去	式	1	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より	
	(4) 既設両開きドア撤去	箇所	1	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より	
機械設備工事					
1	配管工事				
	(1) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (20A)	m	0.3	図番9/12 改修後給排水設備詳細図より 0.3 m	
	(2) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (25A)	m	11.6	図番9/12 改修後給排水設備詳細図より $0.6 * 1 + 1.5 * 1 + 1.8 * 1 + 0.6 * 2 + 6.5 = 11.6$ m	
	(3) 硬質ポリ塩化ビニル管 (40A)	m	1.2	図番9/12 改修後給排水設備詳細図より $0.6 * 2 = 1.2$ m	
	(4) 硬質ポリ塩化ビニル管 (50A)	m	3.5	図番9/12 改修後給排水設備詳細図より $1.5 * 1 + 2.0 = 3.50$ m	
	(5) 硬質ポリ塩化ビニル管 (65A)	m	2.0	図番9/12 改修後給排水設備詳細図より $1.0 + 0.99 = 1.99$ m	
	(6) 硬質ポリ塩化ビニル管 (75A)	m	0.6	図番9/12 改修後給排水設備詳細図より 0.6 m	
2	保温工事				
	ポリスチレンフォーム保温筒 (25A)	m	11.6	1 配管工事 (2) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (25A) と同じ	
3	給排水衛生設備工事				
	(1) 洋風大便器新設	箇所	1.0	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修後平面図より	
	(2) 紙巻器新設	箇所	2.0	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修後平面図より	
	(3) 掃除流し新設	箇所	2.0	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修後平面図より	

数量算出表 < # 2 廠舎トイレ改修 >

連番	項 目	単 位	数 量	計 算 式	備 考
機械設備工事					
3	給排水衛生設備工事つづき				
	(4) 手洗い器新設	箇所	2.0	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修後平面図より	
	(5) 洗濯機パン新設	箇所	2.0	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修後平面図より	
	(6) 小便器移設	箇所	1.0	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修後平面図より	
4	空気調和設備工事				
	(1) FCV移設	台	1	図番8/12 改修後空調設備詳細図より	
	(2) FCV新設	台	1	図番8/12 改修後空調設備詳細図より	
	(3) 空調配管	m	10	図番8/12 改修後空調設備詳細図より	
	(4) 配管保温	m	10	図番8/12 改修後空調設備詳細図より	
5	はつり工事				
	(1) 機械はつり(床) 給水管25A	箇所	7.0	図番9/12 改修後給排水設備詳細図より	
	(2) 機械はつり(床) 排水管40A用	箇所	2.0	図番9/12 改修後給排水設備詳細図より	
	(3) 機械はつり(床) 排水管50A用	箇所	3.0	図番9/12 改修後給排水設備詳細図より	
	(4) 機械はつり(床) 排水管65A用	箇所	2.0	図番9/12 改修後給排水設備詳細図より	
	(5) 機械はつり(床) 排水管75A用	箇所	1.0	図番9/12 改修後給排水設備詳細図より	
6	撤去工事				
	(1) 既設配管撤去 給水管SGP20A	m	1.5	図番9/12 改修前給排水設備詳細図より	
	(2) 既設配管撤去 給水管SGP25A	m	1.8	図番9/12 改修前給排水設備詳細図より 0.6 * 3 = 1.80	

数量算出表 < # 2 廠舎トイレ改修 >

連番	項目	単位	数量	計 算 式	備 考
機械設備工事					
6	撤去工事つづき				
	(3)既設配管撤去 排水管LP50A	m	3.6	図番9/12 改修前給排水設備詳細図より $1.21 * 3 = 3.63$	
	(4)既設配管撤去 排水管LP65A	m	1.0	図番9/12 改修前給排水設備詳細図より	
	(5)既設配管撤去 排水管LP75A	m	1.8	図番9/12 改修前給排水設備詳細図より $0.6 * 3 = 1.80$	
	(6)既設配管保温撤去 給水管20A 天井内	m	1.5	5撤去工事 (1)水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(20A)と同じ	
	(7)既設配管保温撤去 給水管25A 天井内	m	1.8	5撤去工事 (2)水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(25A)と同じ	
	(8)既設和風大便器撤去	箇所	3	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より	
	(9)既設小便器撤去	箇所	3	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より	
	(10)既設掃除流し撤去	箇所	1	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より	
	(11)既設手洗い器撤去	箇所	1	図番4/12 廠舎2Fトイレ改修前平面図より	
電気設備工事					
1	配管工事				
	第1種金属線ぴ	m	6.0	図番11/12 改修後電気設備詳細図より $1.9 \text{ m} + 1.0 \text{ m} + 1.0 \text{ m} + 1.0 \text{ m} + 1.1 = 6.00 \text{ m}$	
2	配線工事				
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM-VVF2, 0mm-3C)	m	15.0	図番11/12 改修後電気設備詳細図より	
3	電力設備工事				
	(1)コンセント新設 2P15A×2(接地端子付)	個	3	図番11/12 改修後電気設備詳細図より	
	(2)コンセント新設 天井隠ぺいコンセント(2P15A×1抜止)	個	1	図番11/12 改修後電気設備詳細図より	

数量算出表 < # 2 廠舎トイレ改修 >

連番	項目	単位	数量	計	算	式	備考
電気設備工事							
3	電力設備工事つづき						
	(3)開閉器新設	個	2	図番11/12 改修後電気設備詳細図より			
	(4)既設蛍光灯移設	箇所	1	図番11/12 改修後電気設備詳細図より			
その他							
	産業廃棄物処理	式	1				

標準競争参加資格確認申請書作成要領

「#2 廠舎トイレ改修工事」に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき付紙第1「一般競争参加資格確認申請書」、付紙第2「同種の工事の施工実績」、付紙第3「配置予定の技術者」を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、付紙第4「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印の上申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を満たすものをいいます。
「土木一式工事」、「管工事」、「機械器具設置」のいずれか
- (2) 記載する工事は、平成14年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

- (3) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (4) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (5) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (6) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (7) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (8) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。

この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。
なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成14年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。
なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所
〒059-2598 北海道日高郡新ひだか町静内浦和125
陸上自衛隊静内駐屯地 第324会計隊静内派遣隊
- (2) 提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）するものとし、電送によるものは受け付けません。
- (3) 提出期間
令和3年11月30日から令和3年12月10日午前9時から午後5時まで。
ただし正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は提出期限日をもって行い、その結果は令和3年12月16日までに書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和3年12月20日午後5時までに持参により提出して下さい。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。
書面の提出先 〒059-2598 北海道日高郡新ひだか町静内浦和125
陸上自衛隊静内駐屯地 第324会計隊静内派遣隊 担当 田部
- (3) 説明を求められたときは、令和3年7月21日までに説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先
TEL 0146-44-2121(内線345) 担当 田部

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊静内駐屯地

第324会計隊静内派遣隊長 田部 晴彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和3年11月30日付けで入札公告のありました「#2 廠舎トイレ改修工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
 - 2 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
 - 3 入札説明書6(3)エに定める契約書の写し
 - 4 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面
 - 5 資格審査結果通知書の写し
 - 6 入札説明書6(4)に定める情報保全に係る履行体制の確認のための誓約書
- 以 上

注1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2) 4項は提出者のみ記載して下さい。

同種の工事の施工実績

会社名

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 ~ 年 月
	受 注 形 態	単体/JV (出資比率)
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS 登録番号) ・ 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月 ~ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS 登 録 の 有 無	有 (CORINS登録番号) ・ 無
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS 登 録 の 有 無	有 (CORINS登録番号) ・ 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

誓約書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊静内駐屯地

第324会計隊静内派遣隊長 田部 晴彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししてありますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

誓約書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊静内駐屯地

第324会計隊静内派遣隊長 田部 晴彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

工事費内訳明細書の無効に該当する事項

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

業務従事者一覧

監理(主任・管理)技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	(中学校以降を記載)
	職歴	
	業務経験	(特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載)
	研修実績その他の経歴	(特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専門的知識その他の知見	(特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載)
	資格	(特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	(特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注:
- 1 不要な行は削除すること。
 - 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
 - 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	<input type="checkbox"/> 社内規則がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注： 1 いずれかの「□」に「■」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別紙第7-2「申出書」を提出する。

申 出 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊静内駐屯地

第324会計隊静内派遣隊長 田部 晴彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （記名・押印）

役 員 （記名・押印）

- ※ 履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名押印を行うこと。
- ※ 履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
<input type="checkbox"/> 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	<input type="checkbox"/> 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	<input type="checkbox"/> 上記に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 資料がない

- 注： 1 いずれかの「□」に「■」を付す。
- 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 資料がない場合は、別紙第9-2「申出書」を提出する。

申 出 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊静内駐屯地

第324会計隊静内派遣隊長 田部 晴彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)

地域統括会社 (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)

ブランド・ライセンサー (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)

フランチャイザー (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)

コンサルタント (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)

※ 別紙第8の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

2 廠舎トイレ改修工事

図名	表紙						仕様書 番号	29	図番	1 / 12
業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水係長	電気係長	木工主任	工事企画主任	施設管理専門官	管財主任		
静内駐屯地業務隊管理科				令和3年 11月 29日			作成者	高橋 技官		

仕 様 書

- I 工事件名：# 2 廠舎トイレ改修工事
- II 工事場所：日高郡新ひだか町静内浦和125番地 陸上自衛隊静内駐屯地
- III 工事概要：和風大便器撤去、洋風大便器新設 1 箇所
建築工事 一式
給排水設備工事 一式
電気設備工事 一式
空気調和設備工事 一式

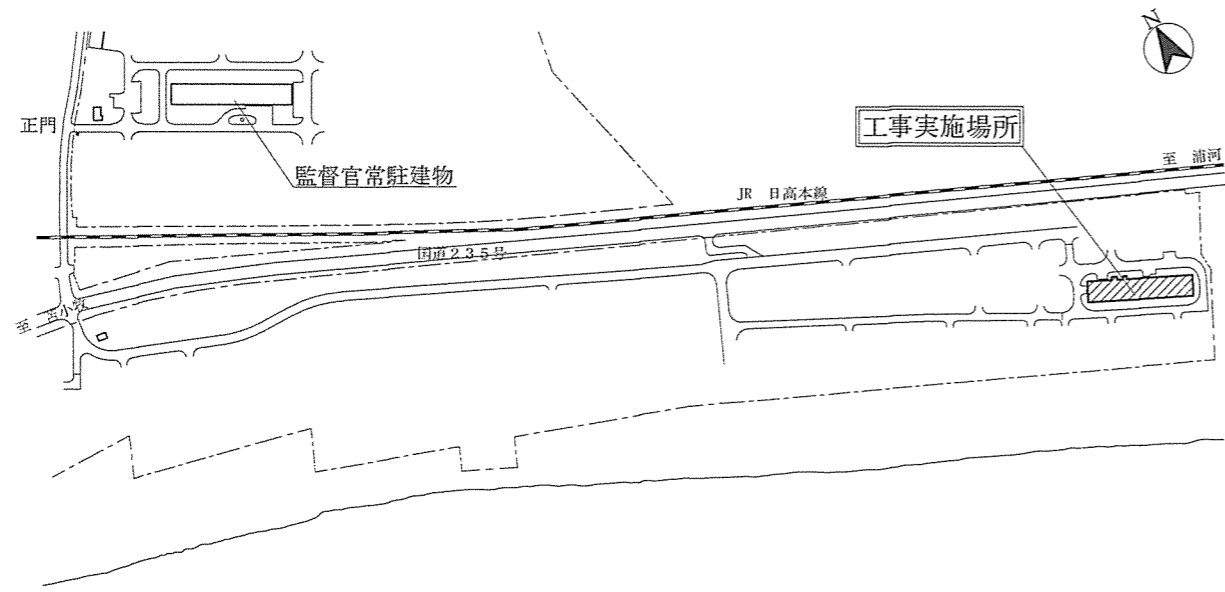
章	項 目	内 容
一 般 共 通 事 項	1 総 則	本仕様書及び図面は、陸上自衛隊静内駐屯地において実施する「# 2 廠舎トイレ改修工事」について必要な事項を規定する。
	2 施 工	本工事は、本仕様書及び図面によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編)』に基づき入念に施工する。
	3 疑 義	本仕様書及び図面に明記のない場合又は疑いが生じた場合にはすべて監督官と協議する。
	4 軽微な変更	現場の納まり状況により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と調整し、その指示により施工する。ただし、請負金額及び工期等の変更はしない。
	5 材 料	(1) 本工事に使用する材料は、仮設資材を除きすべて新品とする。 (2) 本工事に使用する材料は、仕様書等に記載されたもの又は同等品以上とする。ただし、同等品以上の場合は、工事着工前に監督官の承諾を受ける。
	6 材料検査	すべての材料は工事現場に搬入の都度、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
	7 現場管理	(1) 本工事には、現場代理人を常駐させ労務者の監督及び諸調整を密にする。 (2) 工事現場は常に諸材料その他の整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (3) 危険性のある場所には危険表示等の処置を行う。 (4) 工事現場及び許可された場所以外への無断立入・写真撮影は厳禁とする。 (5) その他、官側の規則等に従うこと。
	8 書類手続	本工事に必要な書類手続き等は、監督官の指示に従い遅滞なく提出する。
	9 工事写真	工事写真は、着工前・主要な工事段階・完成後・隠蔽箇所及びその他監督官の指示する箇所とし、カラーサービス版・デジタルカメラのどちらかで撮影してもA4-S版に整理し提出する。
	10 後片付け	工事完了に際しては、工事現場の後片付け及び清掃を行う。
	11 発生材	(1) 金属類は監督官の指定する場所に集積し、発生材調書を作成、監督官へ提出する。 (2) 産業廃棄物は確実に関係法令等に基づき適切に処分し、処分完了後、監督官へ産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを提出する。
	12 補 償	(1) 本工事において既存の施設等に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告し請負業者の負担において修復する。 (2) 本工事完了後1年間において、施工不備等による不良箇所は、請負業者の負担において修復する。
	13 施工管理	本工事において、元請業者が下請業者と工事下請負契約を締結し工事を施工・完成させる場合は、施工体制台帳を作成し監督官に提出する。
	14 その他	(1) 本工事の施工に際し、安全管理等については特に注意する。 (2) 工事関係書類及び写真データの整理・作成については、情報流出に万全を期すためファイル交換ソフトをインストールしていないパソコンを使用する。

特 記 事 項	建築工事																	
	1 防水工事	屋内防水密着工法の種別はE-2とする。																
	2 タイル工事	タイルの種類等については、下記による。 <table border="1"><thead><tr><th>施工場所</th><th>形状・寸法</th><th>きじ</th><th>釉薬</th><th>色</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">廠舎2F トイレ</td><td>25×25mm</td><td>磁器質</td><td>施 釉</td><td>標準色</td><td></td></tr><tr><td>100×100mm</td><td>磁器質</td><td>施 釉</td><td>標準色</td><td>間仕切壁用</td></tr></tbody></table>	施工場所	形状・寸法	きじ	釉薬	色	備 考	廠舎2F トイレ	25×25mm	磁器質	施 釉	標準色		100×100mm	磁器質	施 釉	標準色
施工場所	形状・寸法	きじ	釉薬	色	備 考													
廠舎2F トイレ	25×25mm	磁器質	施 釉	標準色														
	100×100mm	磁器質	施 釉	標準色	間仕切壁用													

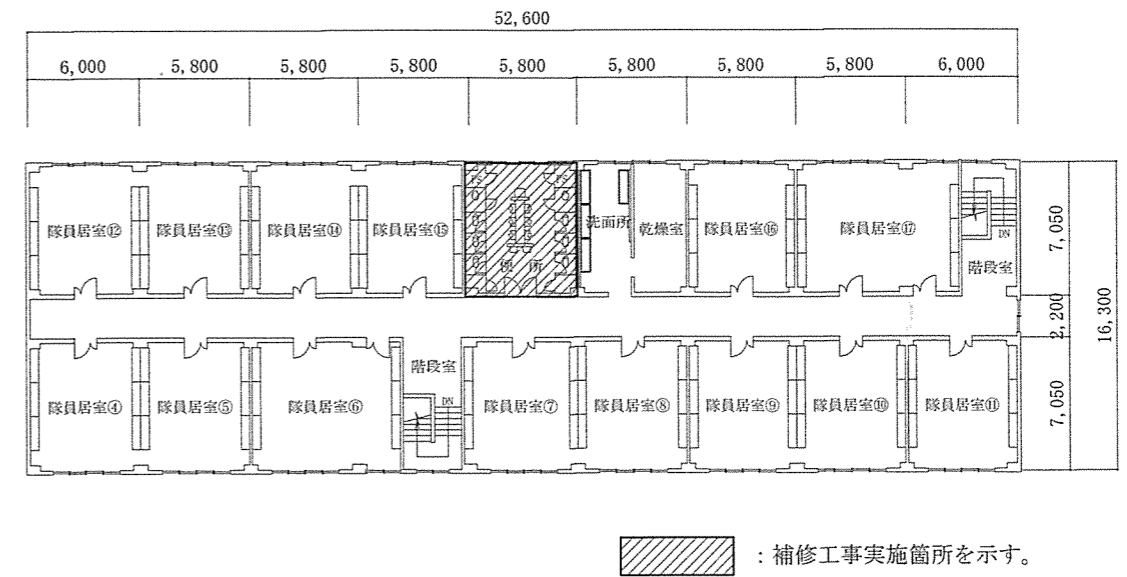
章	項 目	内 容																																										
特 記 事 項	建築工事 3 建具工事	施工の際は現地にて実測・採寸を行い体裁よく取り付け。																																										
	4 塗装工事	本工事で使用する材料はJIS規格品とする。																																										
	5 内装工事	本工事で使用するボート類はJIS規格品とする。																																										
	機械設備工事 1 配管工事	本工事で使用する材料は下表のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>品 名</th><th>規 格</th><th>適 用</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td><td>SGP-PB</td><td>給水配管</td><td>JWWA K 132</td></tr><tr><td>硬質塩化ビニル管</td><td>VU</td><td>排水配管</td><td>JIS K 6741</td></tr><tr><td>排水鉄管改修工事用ジョイント</td><td>ECI-7520Y</td><td>排水配管</td><td>参照メーカー:(株)M2M</td></tr></tbody></table>	品 名	規 格	適 用	備 考	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB	給水配管	JWWA K 132	硬質塩化ビニル管	VU	排水配管	JIS K 6741	排水鉄管改修工事用ジョイント	ECI-7520Y	排水配管	参照メーカー:(株)M2M																										
	品 名	規 格	適 用	備 考																																								
	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB	給水配管	JWWA K 132																																								
	硬質塩化ビニル管	VU	排水配管	JIS K 6741																																								
	排水鉄管改修工事用ジョイント	ECI-7520Y	排水配管	参照メーカー:(株)M2M																																								
	2 給排水衛生設備工事	本工事で使用する衛生器具等については、下表又は同等品以上とする。 <table border="1"><thead><tr><th>品 名</th><th>規 格</th><th>数 量</th><th>参照メーカー</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>洋風大便器</td><td>C480N#SC1</td><td>1</td><td rowspan="10">TOTO(株)</td><td></td></tr><tr><td>フラッシュバルブ</td><td>TV560CP</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>床排水フランジ</td><td>HP430-7</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>棚付2連紙巻器</td><td>YH702</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>鏡</td><td>YM3545F</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>洗濯機パン</td><td>PWP800N2W</td><td>2</td><td>トラップ含む</td></tr><tr><td>洗面器</td><td>L210CM</td><td>2</td><td>水石けん入れ含む</td></tr><tr><td>掃除流し</td><td>SK22A</td><td>1</td><td>付属品含む</td></tr><tr><td>掃除流し</td><td>SK322</td><td>1</td><td>付属品含む</td></tr></tbody></table> <p>※その他の付属品については、メーカー仕様に基づき施工する。</p>	品 名	規 格	数 量	参照メーカー	備 考	洋風大便器	C480N#SC1	1	TOTO(株)		フラッシュバルブ	TV560CP	1		床排水フランジ	HP430-7	1		棚付2連紙巻器	YH702	1		鏡	YM3545F	2		洗濯機パン	PWP800N2W	2	トラップ含む	洗面器	L210CM	2	水石けん入れ含む	掃除流し	SK22A	1	付属品含む	掃除流し	SK322	1	付属品含む
	品 名	規 格	数 量	参照メーカー	備 考																																							
	洋風大便器	C480N#SC1	1	TOTO(株)																																								
	フラッシュバルブ	TV560CP	1																																									
	床排水フランジ	HP430-7	1																																									
	棚付2連紙巻器	YH702	1																																									
鏡	YM3545F	2																																										
洗濯機パン	PWP800N2W	2	トラップ含む																																									
洗面器	L210CM	2	水石けん入れ含む																																									
掃除流し	SK22A	1	付属品含む																																									
掃除流し	SK322	1	付属品含む																																									
3 保温工事	各配管・継手・弁類の保温種別等については下記による。 ・給水管：C2・(ハ)・VII C2：17mmガラスクロス化粧保温筒、27mmガラスクロス粘着テープ (ハ)：ポリスチレンフォーム保温筒 VII：厚20mm ・温水管：C2・(ロ)・I C2：17mmガラスクロス化粧保温筒、27mmガラスクロス粘着テープ (ロ)：グラスウール I：厚20mm																																											
4 空気調和設備工事	本工事で使用する材料は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"><thead><tr><th>品 名</th><th>規 格</th><th>参照メーカー</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファンコンパクター</td><td>DF-31W2V</td><td>昭和鉄工(株)</td><td>付属品含む</td></tr></tbody></table>	品 名	規 格	参照メーカー	備 考	ファンコンパクター	DF-31W2V	昭和鉄工(株)	付属品含む																																			
品 名	規 格	参照メーカー	備 考																																									
ファンコンパクター	DF-31W2V	昭和鉄工(株)	付属品含む																																									
電気設備工事 電気設備工事	本工事で使用する材料についてはJIS規格品とする。																																											

工事完成後要返却 工事関係者以外不許複製	件 名	# 2 廠舎トイレ改修工事	図 番	2 / 12
	図 名	仕 様 書	縮 尺	-
	静内駐屯地業務隊管理科	令和3年 11月 29日	作成者	高橋 技 官

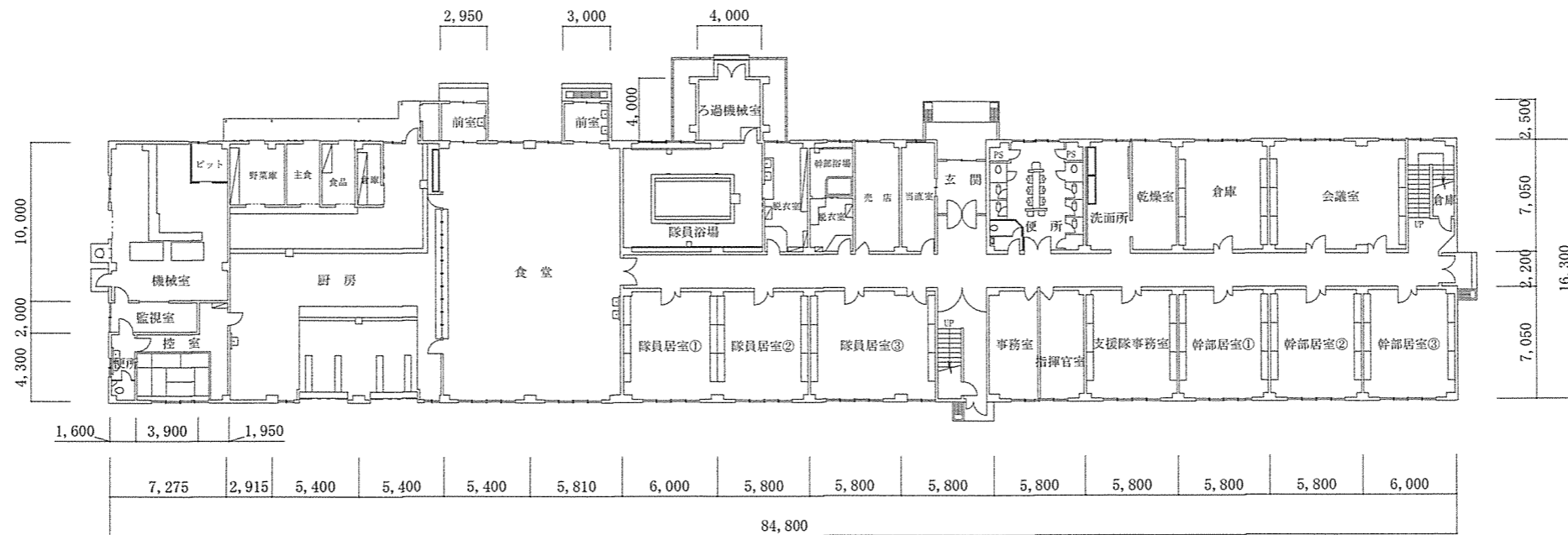
駐屯地及び射撃場配置図 S=1:5,000



廠舎 2階平面図 S=1:400



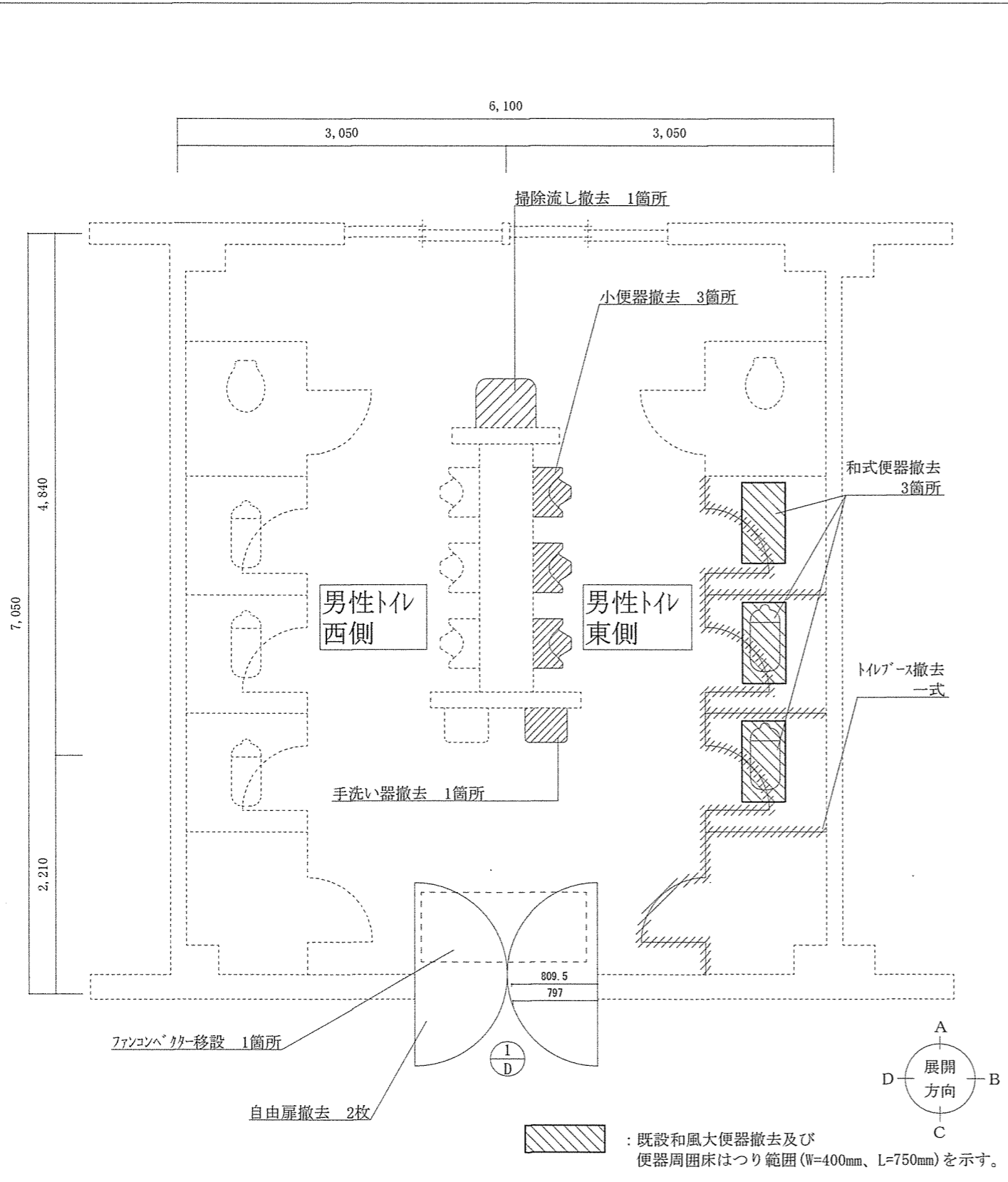
廠舎 1階平面図 S=1:400



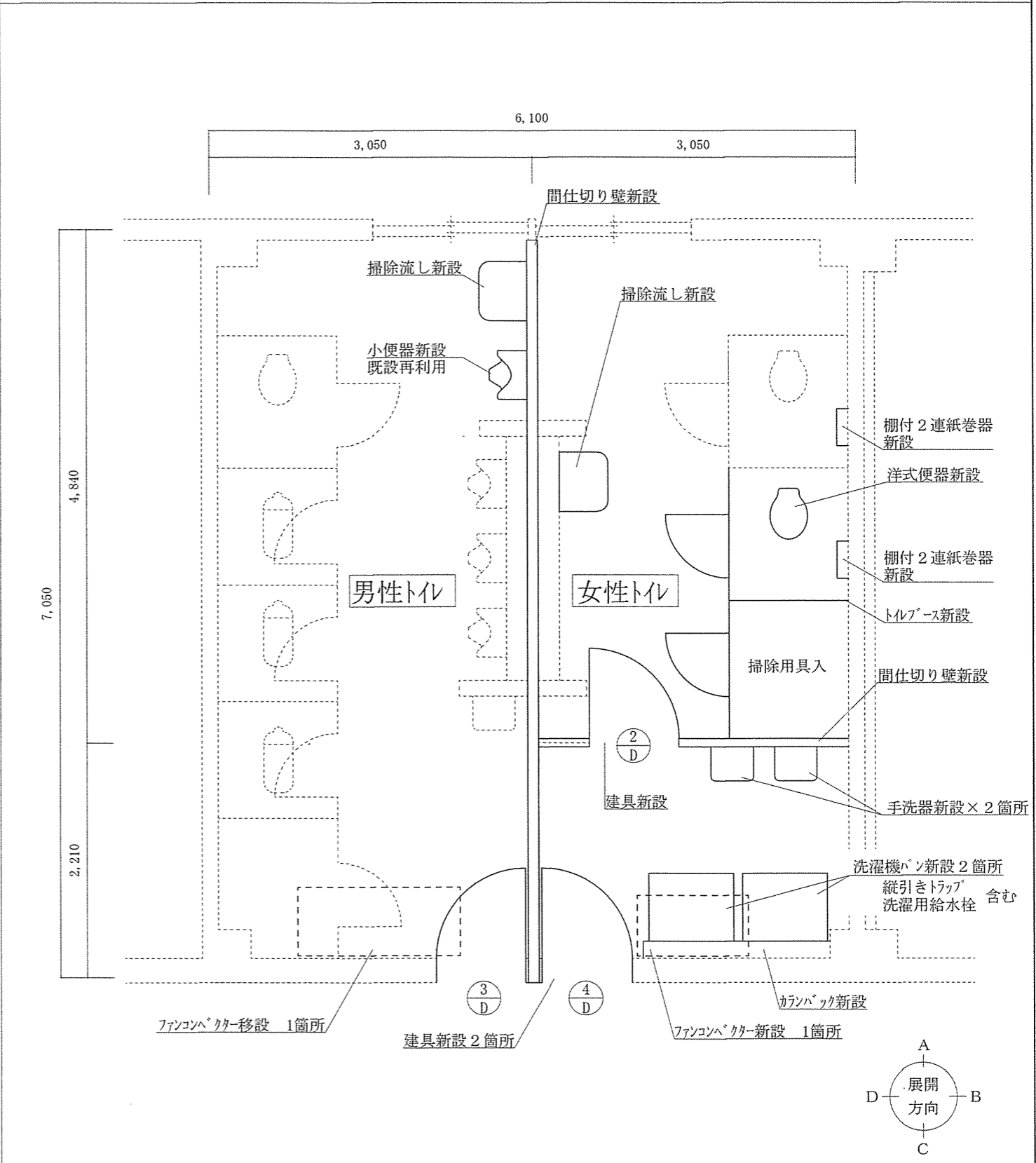
工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件名	#2 廠舎トイレ改修工事	図番	3 / 12
図名	配置図・平面図	縮尺	図示
静内駐屯地業務隊管理科	令和3年 11月29日	作成者	高橋技官

廠舎2Fトイレ改修前平面図 S=1:50



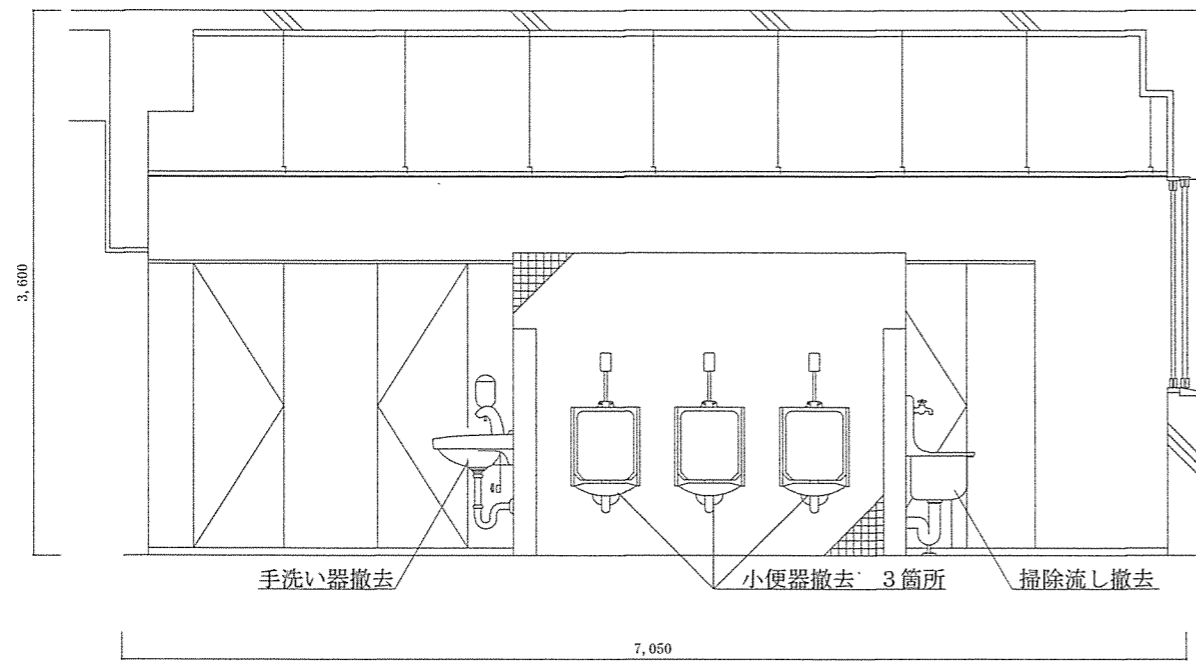
廠舎2Fトイレ改修後平面図 S=1:50



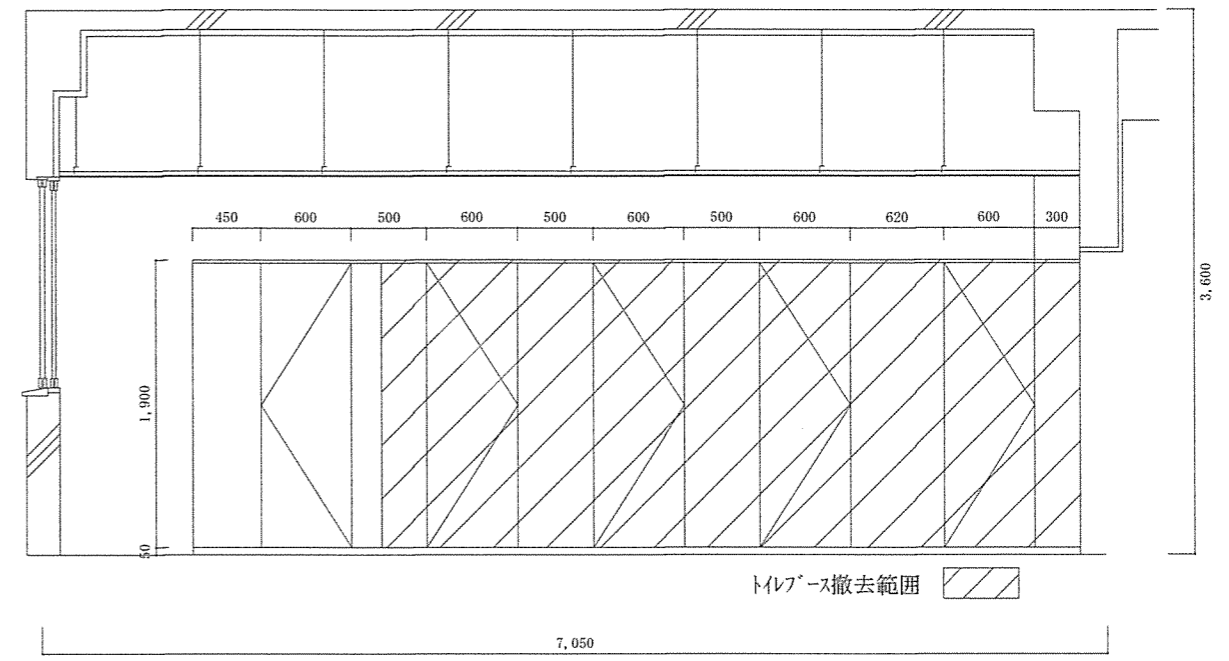
工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件名	#2 廠舎トイレ改修工事	図番	4 / 12
図名	平面図	縮尺	図示
静内駐屯地業務隊管理科	令和3年 11月 日	作成者	高橋 技官

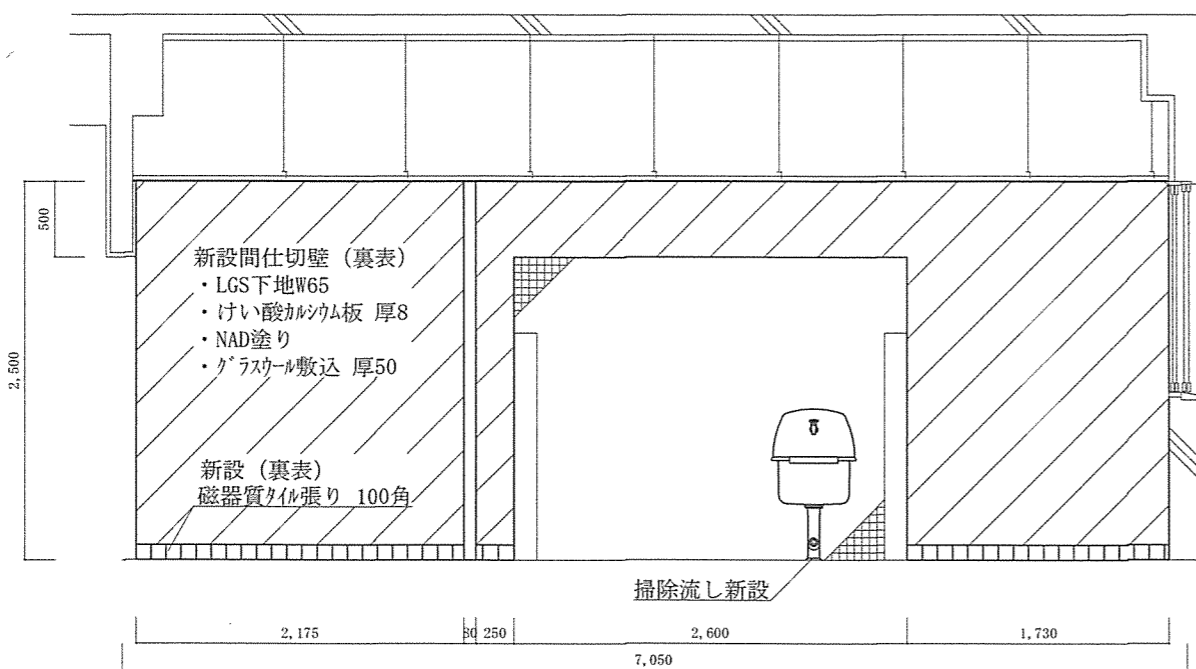
改修前展開図 男性トイレ東側 D面 S=1:50



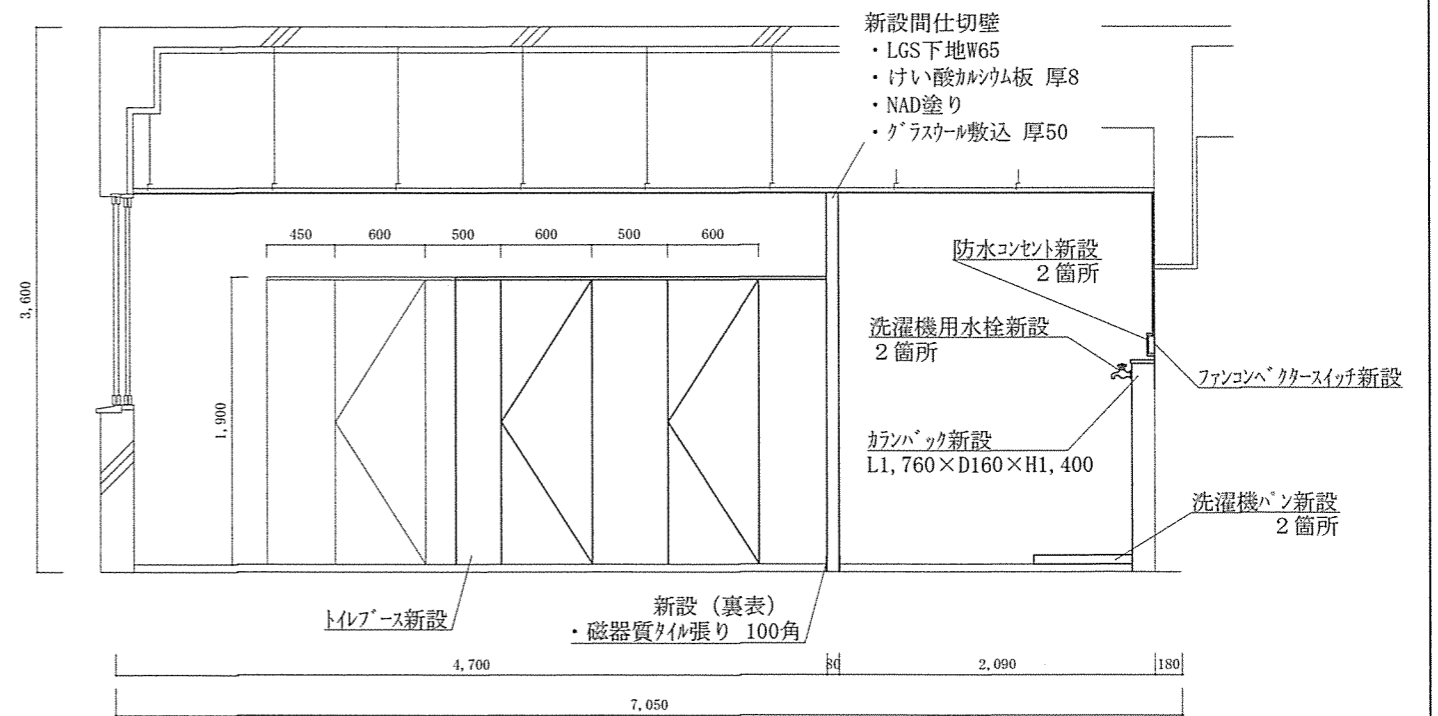
改修前展開図 男性トイレ東側 B面 S=1:50



改修後展開図 女性トイレ D面 S=1:50



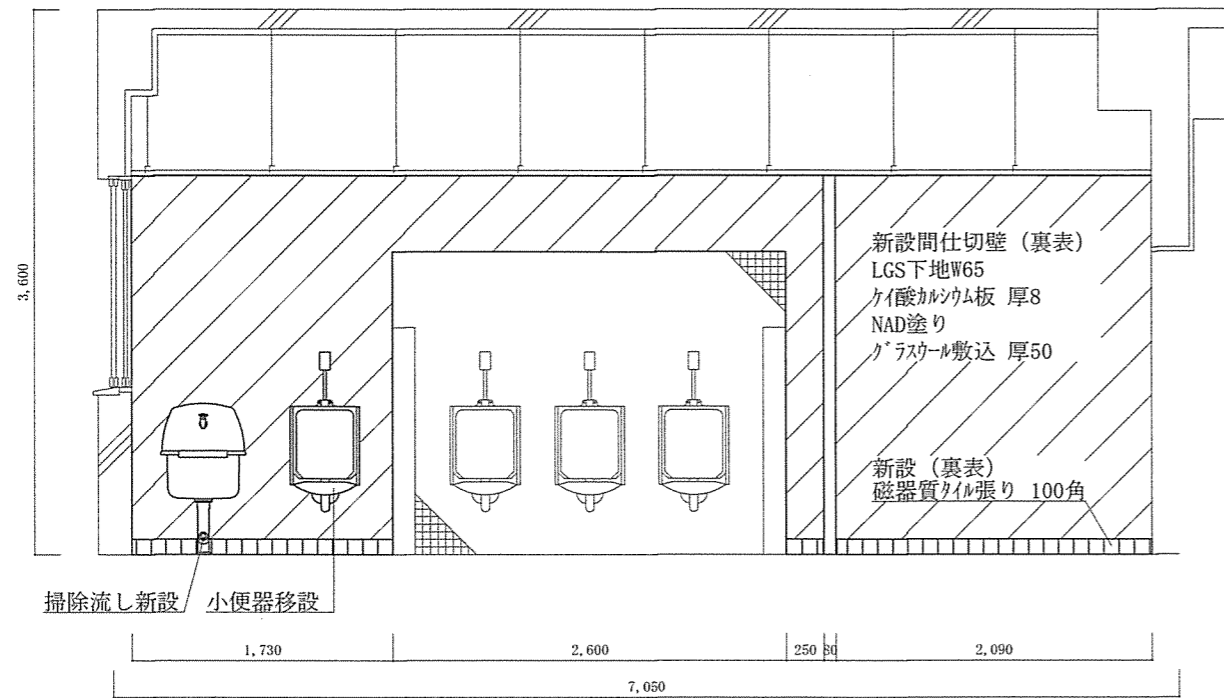
改修後展開図 女性トイレ B面 S=1:50



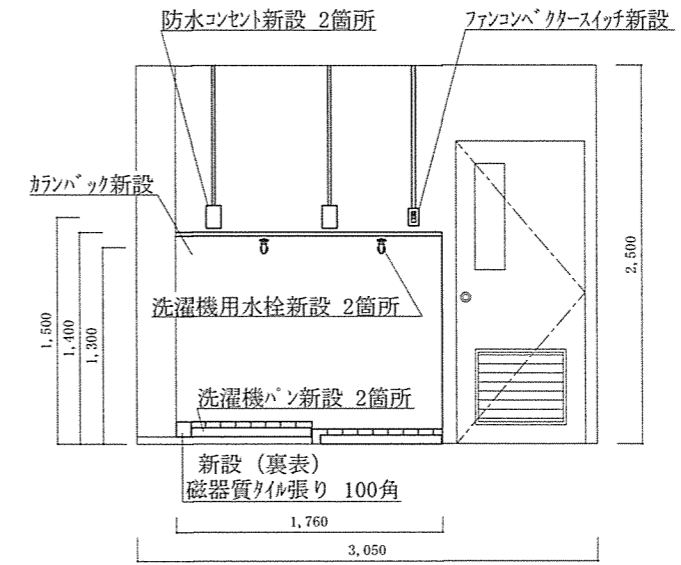
工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件名	#2 廠舎トイレ改修工事	図番	5 / 12
図名	展開図	縮尺	図示
静内駐屯地業務隊管理科	令和3年 1月 29日	作成者	高橋 技官

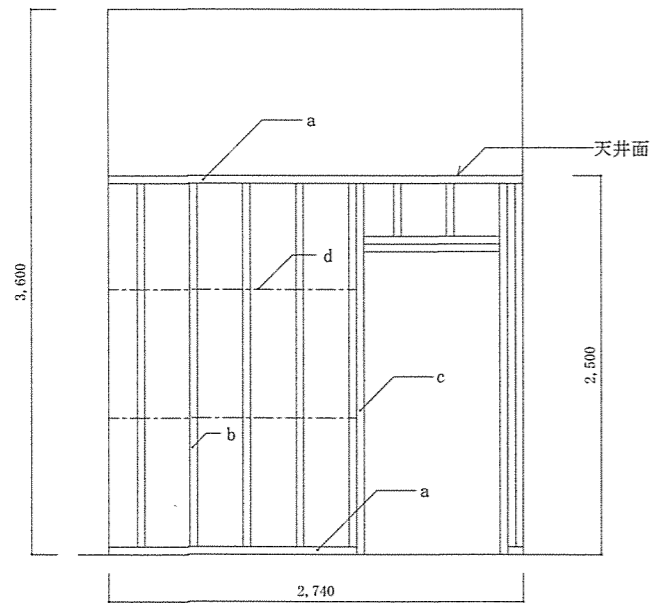
改修後展開図 男性トイレ B面 S=1:50



改修後展開図 女性トイレ C面 S=1:50

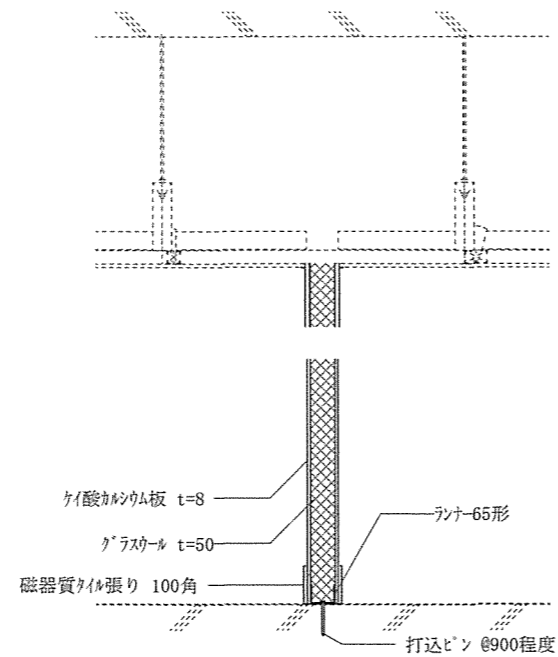


軽量鉄骨間仕切壁 (開口補強) 詳細図 S=1:50

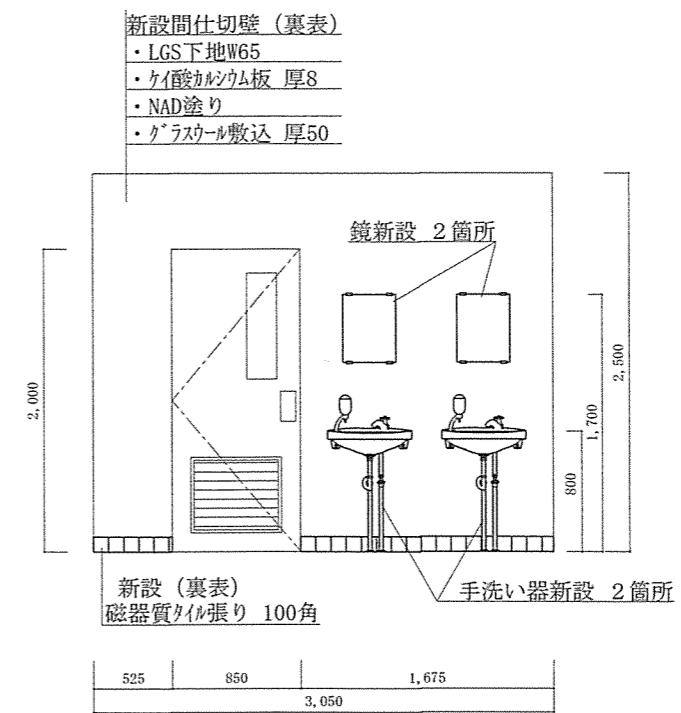


- 凡例
- a ランナー 67×40×0.8mm
 - b スタッド 65×40×0.8mm @300mm程度
 - c 開口補強
 - d 振れ止め 25×10×1.2mm @1,200mm程度

間仕切壁詳細図 S=1:20



改修後展開図 女性トイレ A面 S=1:50



工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件名	#2 廠舎トイレ改修工事	図番	6 / 12
図名	展開図・詳細図	縮尺	図示
静内駐屯地業務隊管理科	令和3年 11月 29日	作成者	高橋 技官

名称	①/D 木製両開き自由フラッシュ戸		
形状及び寸法	<p>OP塗り仕上げ 見込 40 (アルミ製ガタリ付)</p>		
数量	1	枠見込	枠: 215 扉: 40
材質及び仕上	OP		
硝子	型板硝子 F6		
建具金具 その他	押板/引手 蝶番(ステンレス)		

名称	②/D 木製片開きフラッシュ戸		
形状及び寸法			
数量	1	枠見込	枠: 80 扉: 40
材質及び仕上	OP		
ガラス	型板硝子 F4		
金物	押板/引手 蝶番、トアクローサー アルミ製ガタリ 戸当たり		

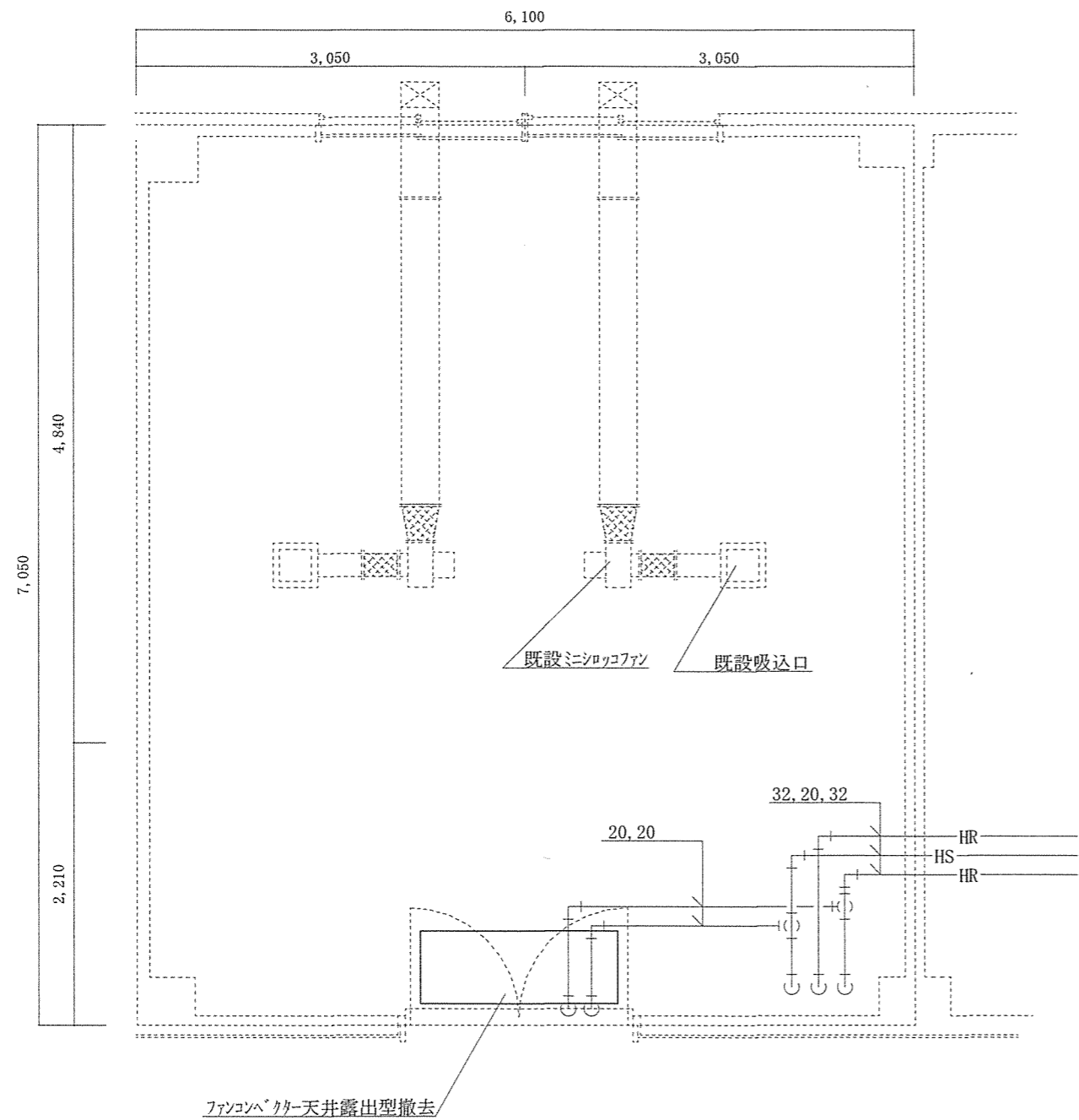
名称	③/D 木製片開きフラッシュ戸		
形状及び寸法			
数量	1	枠見込	枠: 215 扉: 40
材質及び仕上	OP ビクサイン付		
ガラス	型板硝子 F4		
金物	押板/引手 蝶番、トアクローサー アルミ製ガタリ 戸当たり		

名称	④/D 木製片開きフラッシュ戸		
形状及び寸法			
数量	1	枠見込	枠: 215 扉: 40
材質及び仕上	OP ビクサイン付		
ガラス	型板硝子 F4		
金物	シリコン錠、サムターン、鍵付 蝶番、トアクローサー、アルミ製ガタリ		

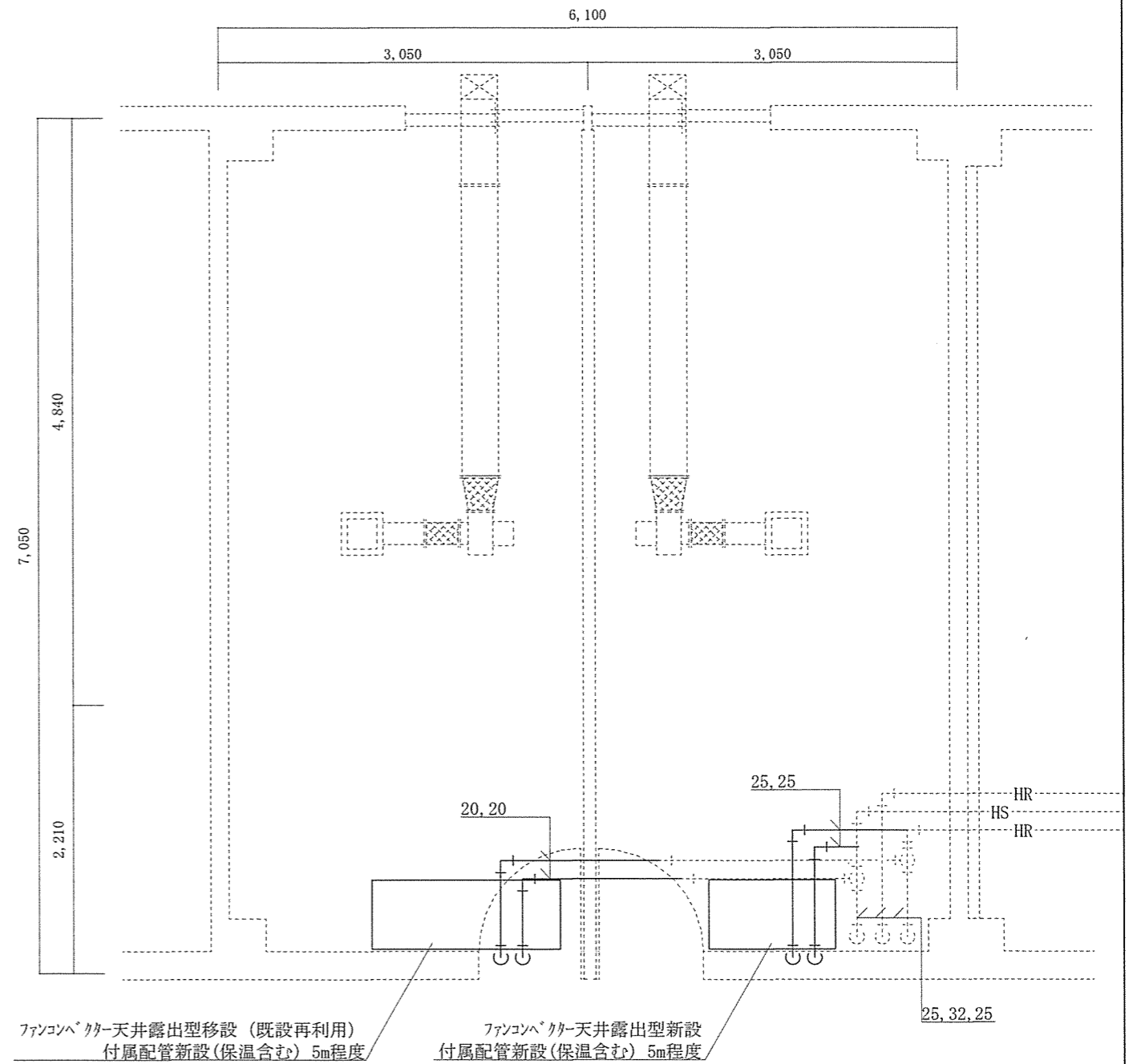
工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件名	# 2 廠舎トイレ改修工事	図番	7 / 12
図名	建具表	縮尺	図示
静内駐屯地業務隊管理科	令和3年 11月29日	作成者	高橋 技官

改修前空調設備詳細図 S=1:50



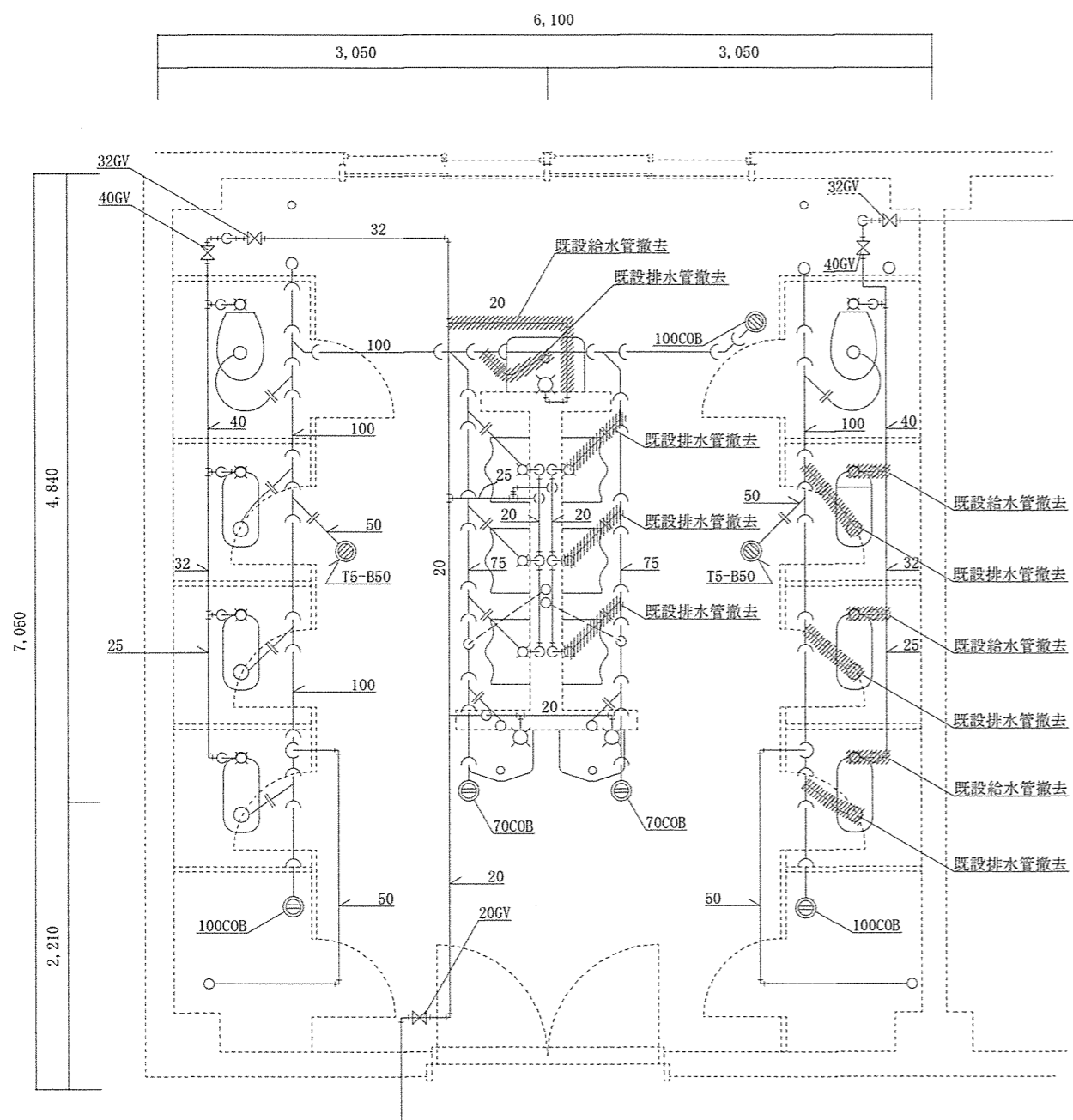
改修後空調設備詳細図 S=1:50



工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件名	#2 廠舎トイレ改修工事	図番	8 / 12
図名	空調設備詳細図	縮尺	図示
静内駐屯地業務隊管理科	令和3年 11月 29日	作成者	高橋 技官

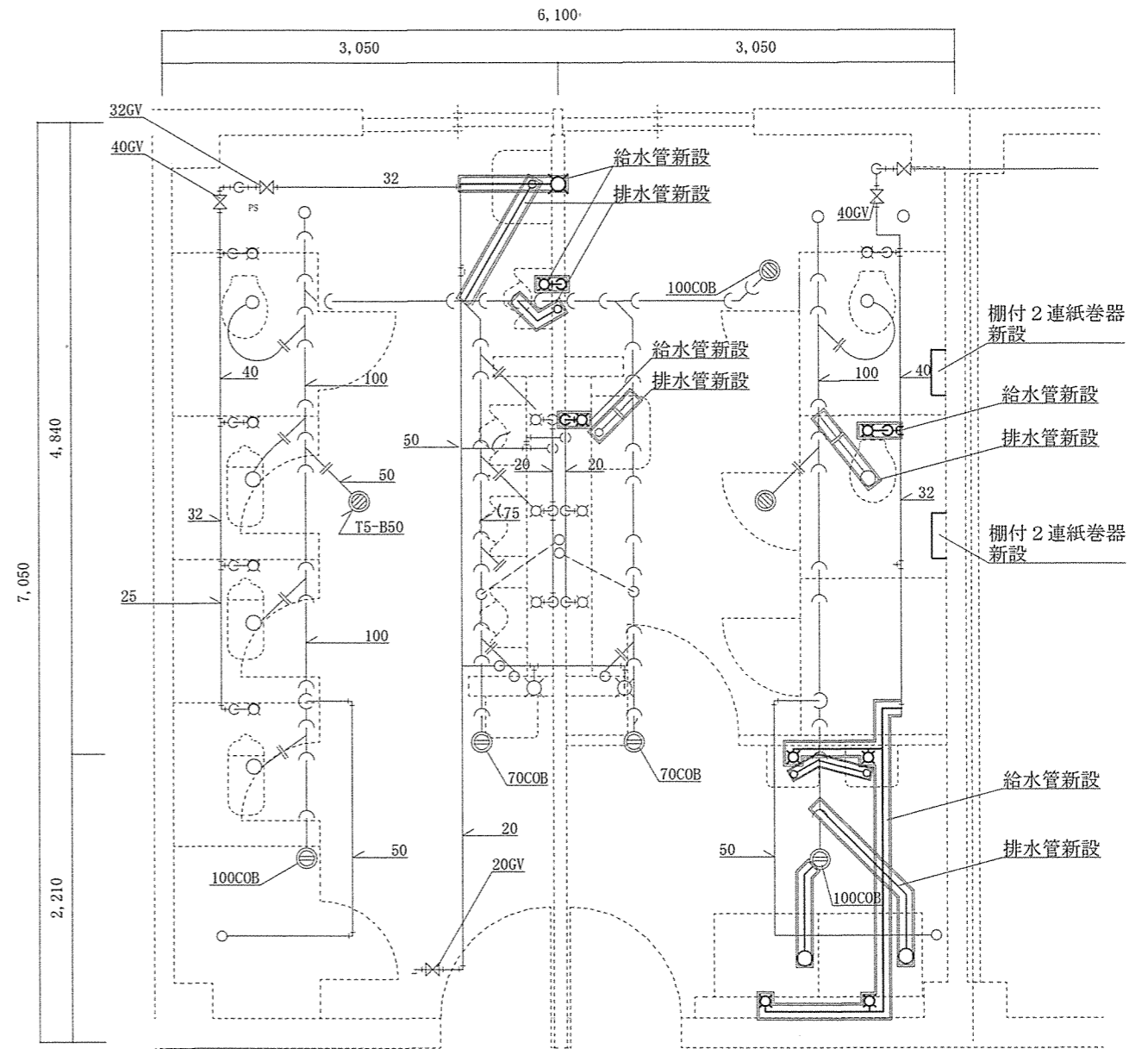
改修前給排水設備詳細図 S=1:50



撤去配管

管種・径	撤去範囲	備考
給水管 (SGP25A)	600mm×3箇所	既設和式便器 3箇所
排水管 (LP75A)	600mm×3箇所	
排水管 (LP50A)	1,210mm×3箇所	既設小便器 3箇所
給水管 (SGP20A)	1,500mm×1箇所	既設掃除流し 1箇所
排水管 (LP65A)	990mm×1箇所	既設掃除流し 1箇所

改修後給排水設備詳細図 S=1:50



新設配管

管種・径	撤去範囲	備考
給水管 (SGP25A)	600mm×1箇所	新設洋式便器 1箇所
排水管 (VU75A)	600mm×1箇所	
給水管 (SGP25A)	1,500mm×1箇所	新設掃除流し 1箇所
排水管 (VU65A)	990mm×1箇所	男子トイレ側
給水管 (SGP20A)	300mm×1箇所	新設掃除流し 1箇所
排水管 (VU65A)	1,000mm×1箇所	女子トイレ側
給水管 (SGP25A)	1,800mm×1箇所	移設小便器 1箇所
排水管 (VU50A)	1,500mm×1箇所	
給水管 (SGP25A)	600mm×2箇所	新設手洗い器 2箇所
排水管 (VU40A)	600mm×2箇所	
給水管 (SGP25A)	6,500mm	新設洗濯機パン 2箇所
排水管 (VU50A)	2,000mm	

床貫通口

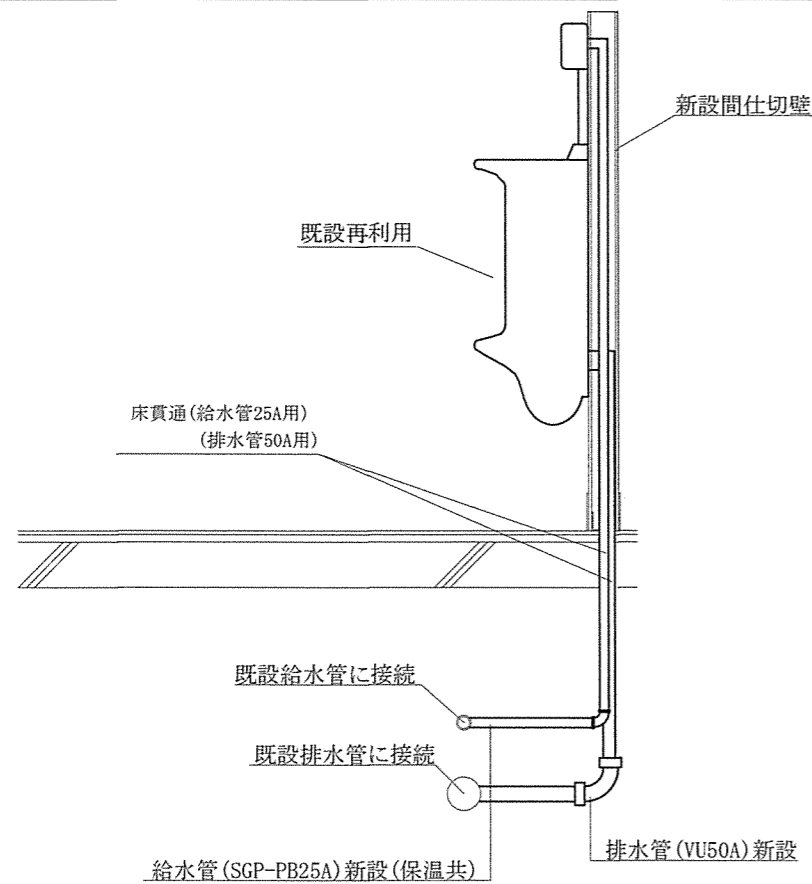
貫通口径	数量	コンクリート厚さ
給水管25A用	7箇所	200mm程度
排水管40A用	2箇所	
排水管50A用	3箇所	
排水管65A用	2箇所	
排水管75A用	1箇所	

※既設铸铁管への継手は仕様書記載のもの、または同等品以上とする。

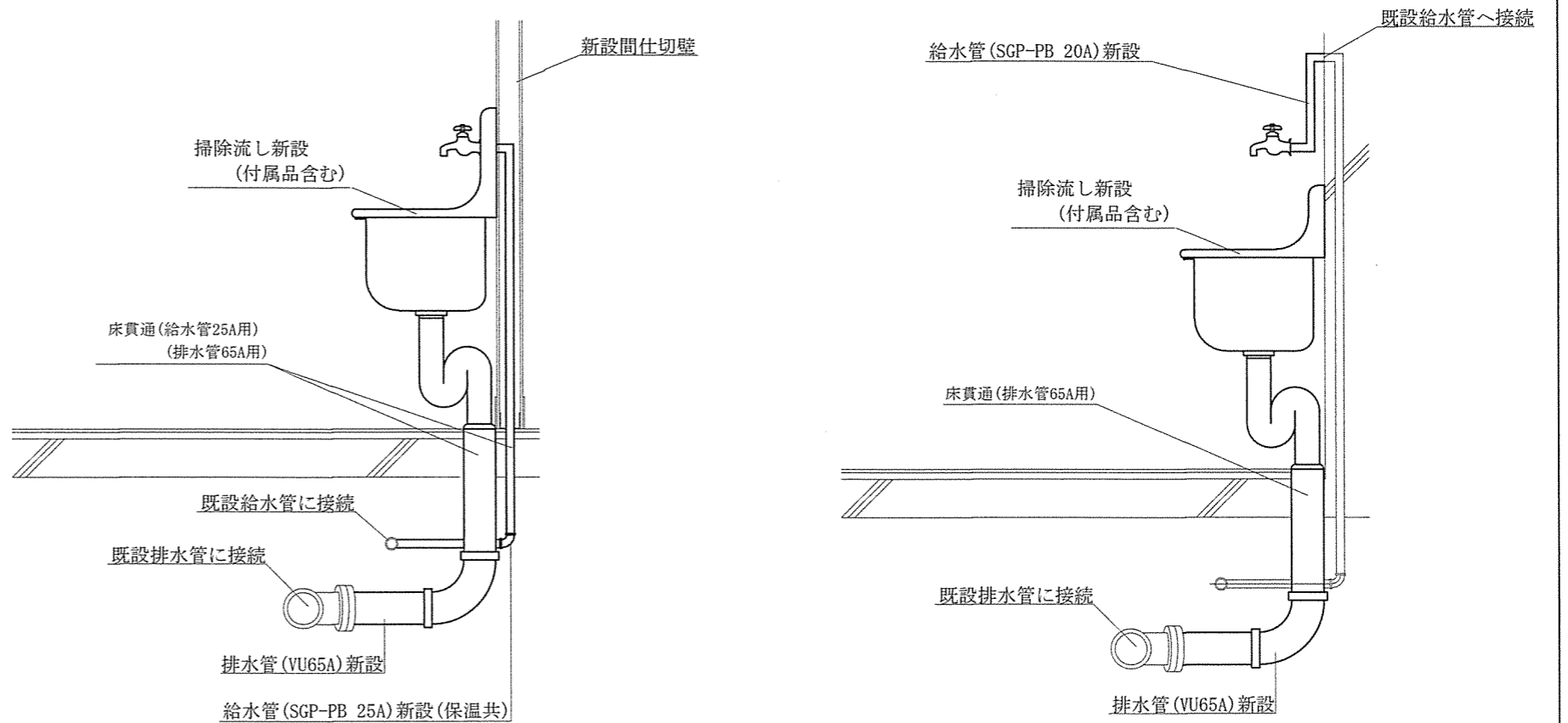
工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件名	#2 廠舎トイレ改修工事	図番	9 / 12
図名	給排水設備詳細図	縮尺	図示
静内駐屯地業務隊管理科	令和3年 11月 29日	作成者	高橋 技官

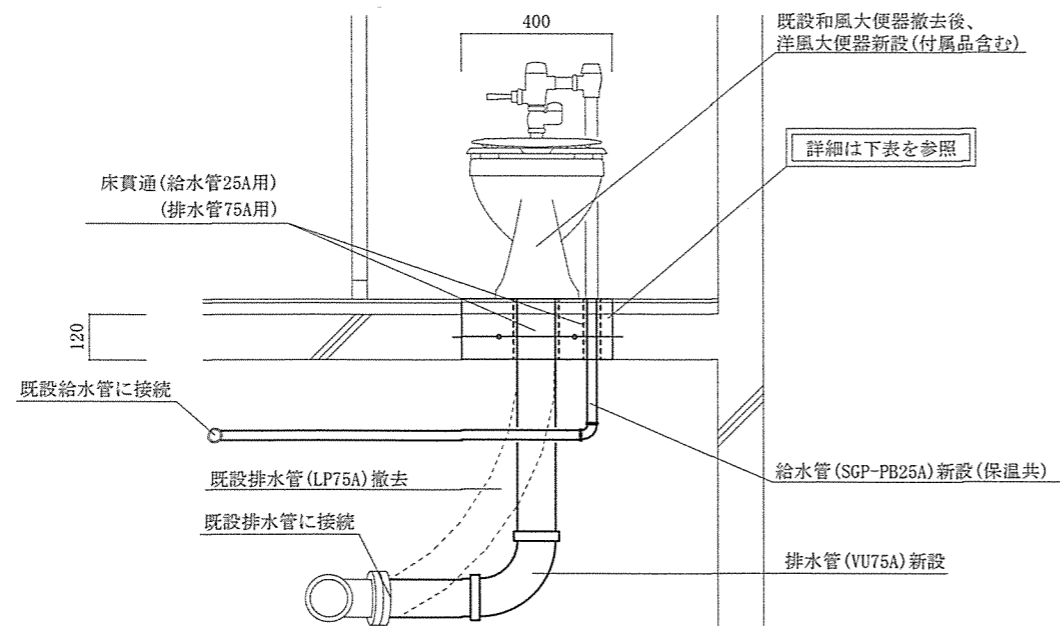
小便器標準断面図 S=1:20



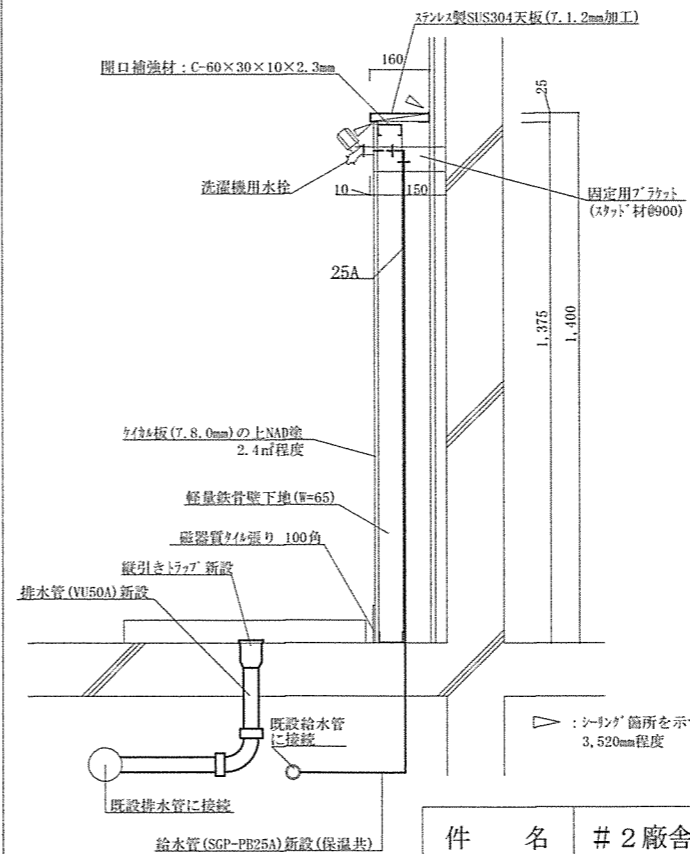
掃除流し標準断面図 S=1:20



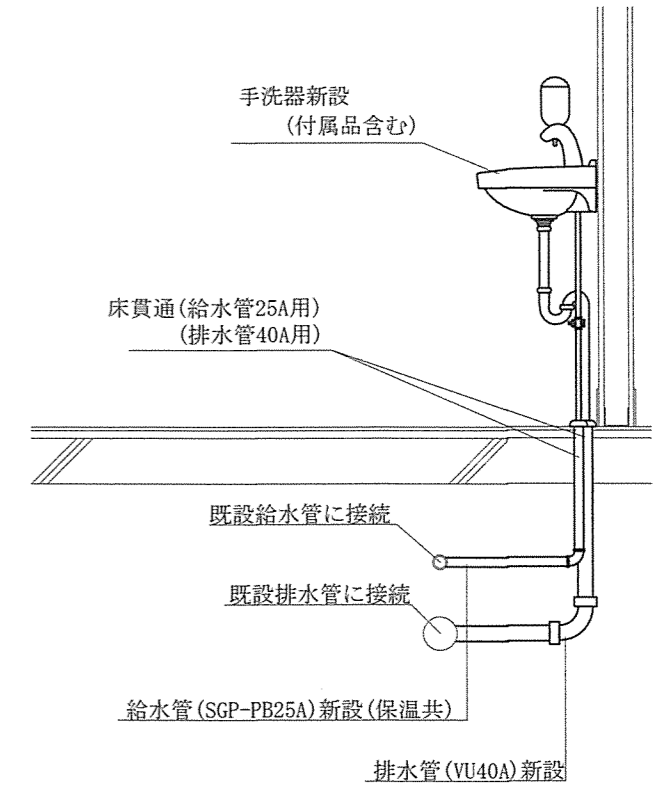
洋風大便器標準断面図 S=1:20



カラバック詳細図 S=1:15



手洗器標準断面図 S=1:20



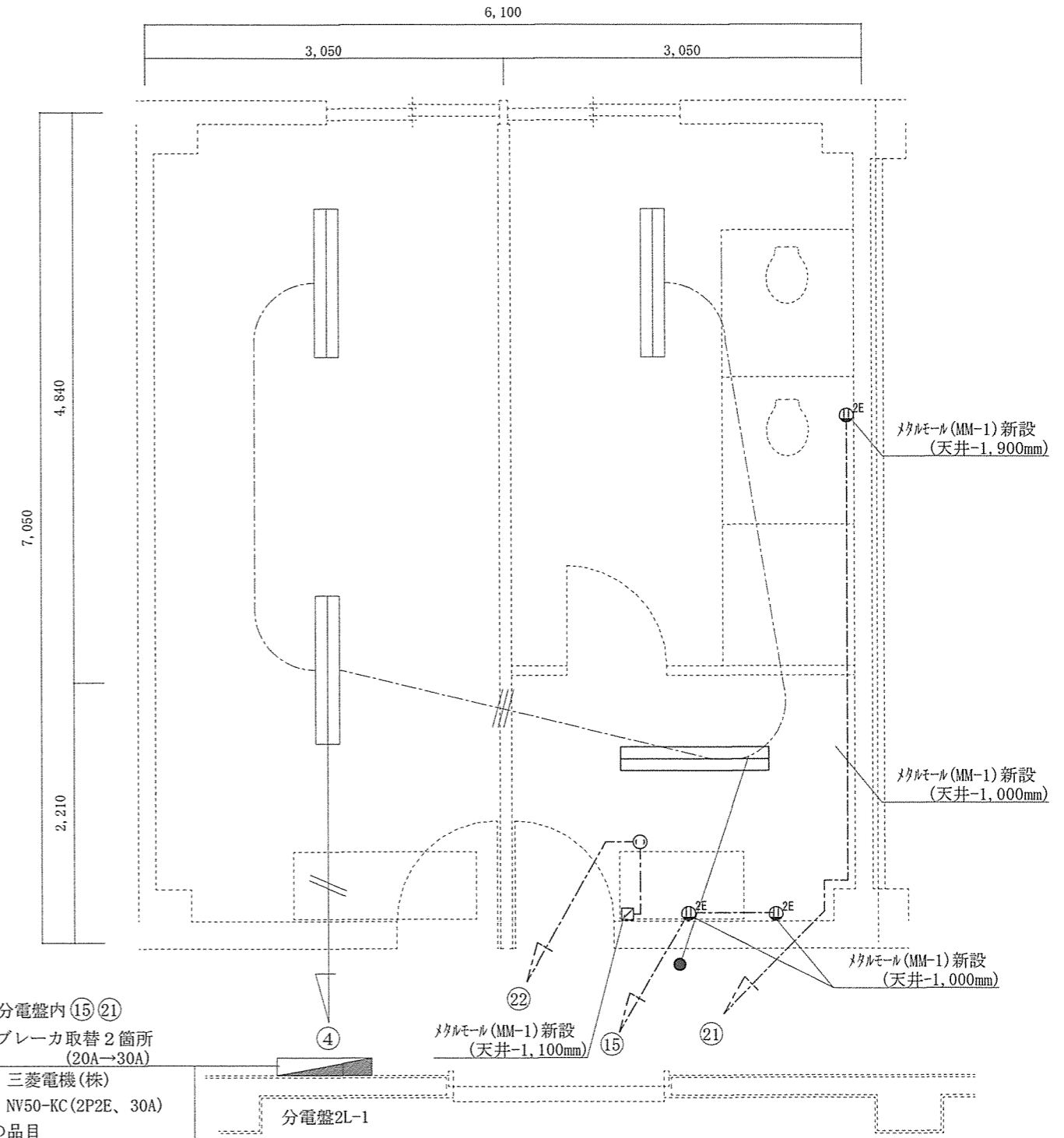
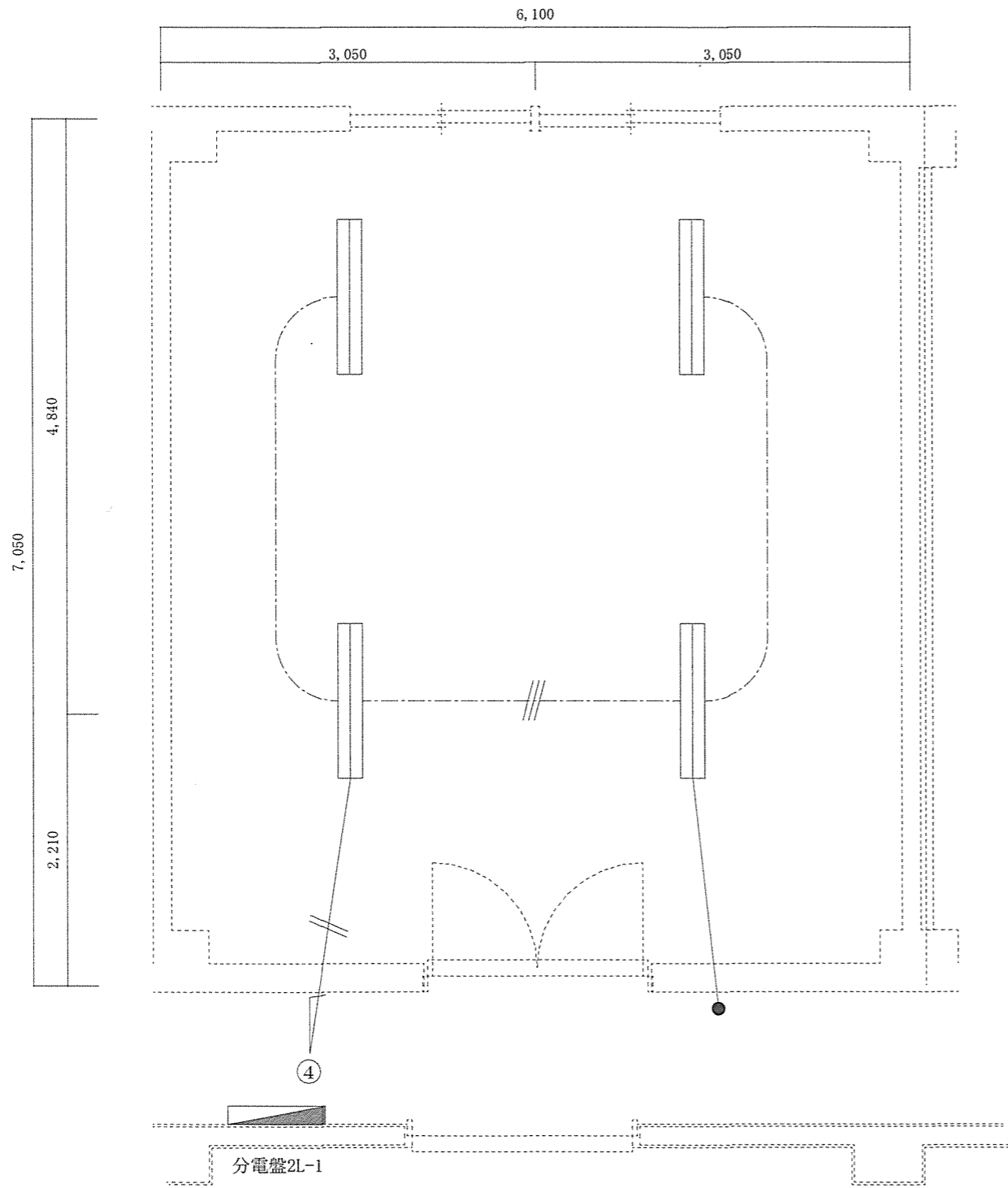
施工場所		躯体補修	防水層補修	仕上げ磁器質タイル (下地モルタル含む)	備考
2階	トイレ	無収縮モルタルt=120mm (差筋アソカ-D13(ケチヨコ200)共)	アスファルト防水E-2 (防水層補修後押えモルタル)	25角タイル	

工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件名	#2 廠舎トイレ改修工事	図番	10 / 12
図名	断面図・詳細図	縮尺	図示
静内駐屯地業務隊管理科	令和3年 11月 29日	作成者	高橋 技官

改修前電気設備詳細図 S=1:50

改修後電気設備詳細図 S=1:50



2L-1分電盤内 ⑮ ⑰
 漏電ブレーカ取替 2箇所
 (20A→30A)
 メーカー：三菱電機(株)
 型式：NV50-KC (2P2E、30A)
 上記の品目
 または同等品以上とする。

<改修前凡例>

図示記号	品名等詳細	区分	数量
☐	蛍光灯器具	撤去	1個
●	スイッチ	既存	1個

<改修前凡例>

図示記号	品名等詳細	区分	数量	図示記号	品名等詳細	区分	数量
☐	蛍光灯器具	移設	1個	---	絶縁ケーブル(VVF2.0mm×3C)	新設	15m
Ⓜ ^{2E}	埋込形コンセント(2P15A×2接地極)	新設	3個	●	スイッチ	既存	1個
○	天井隠ぺいコンセント(2P15A×1抜止)	新設	1個	☑	ファンコンベクター用スイッチ	新設	1個

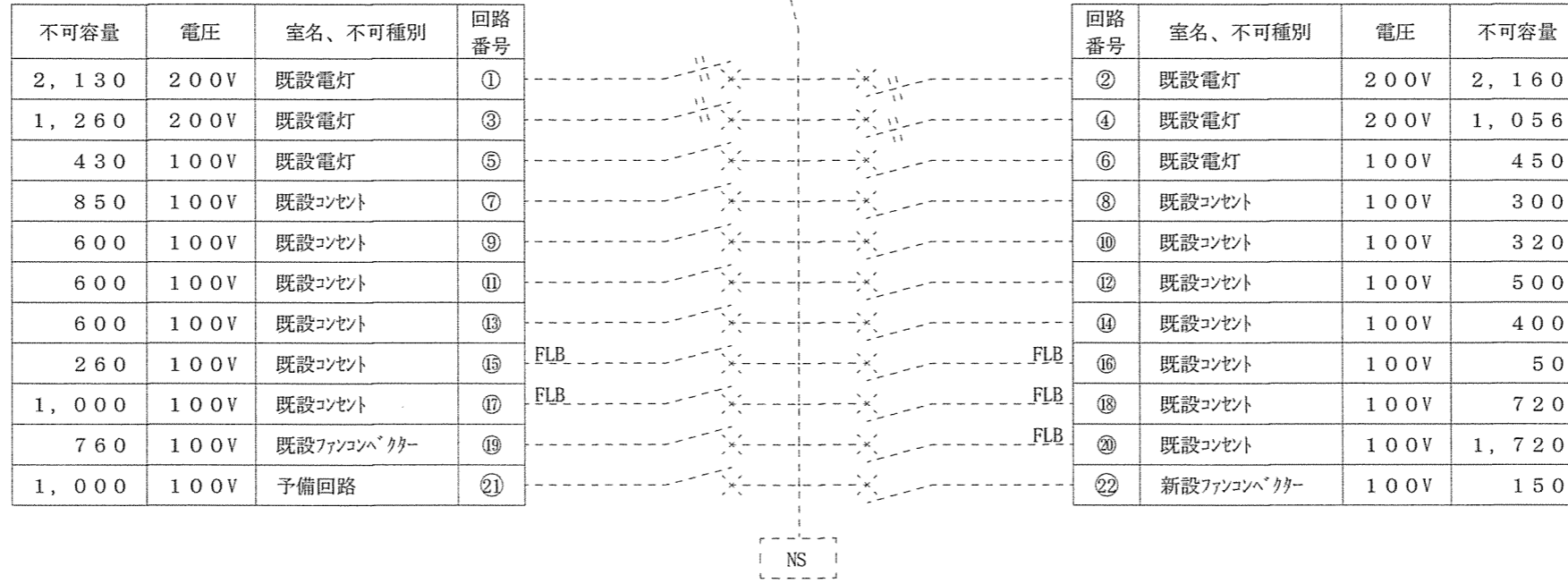
工事完成後要返却
 工事関係者以外不許複製

件名	# 2 廠舎トイレ改修工事	図番	11 / 12
図名	電気設備詳細図	縮尺	図示
静内駐屯地業務隊管理科	令和3年 11月 29日	作成者	高橋 技官

分電盤2L-1結線図

1Φ3W 200/100V
CV 38° - 3C(既設)

MCCB3P
100AF/100AT



工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

件名	#2 廠舎トイレ改修工事	図番	12 / 12
図名	結線図	縮尺	図示
静内駐屯地業務隊管理科	令和3年 11月 29日	作成者	高橋 技官